

オープン記念特価やプレゼントなど…

高齢者を狙う催眠商法

ご注意ください！

催眠商法の手口はこれだ！

- ◆ 広告チラシ等で「先着〇〇名様に××円(大幅値引き)で販売」、「無料引換券プレゼント」などと宣伝し、人を集める。
- ◆ 人を集めた会場で、格安な食料品・日用品の販売や無料配布をする。
- ◆ 会場では、販売員が親切で楽しませる巧みな話術で熱狂的な雰囲気を作り出す。
- ◆ 販売・無料配布する商品を、販売員が「欲しい人！」などと聴き回り、手を挙げた会場内の人に早い者勝ちで配るなどして、競争意識を煽り冷静な判断力をなくさせる。
- ◆ 長時間の話の後、最終的に高額な健康器具などの商品(業者が売りたい商品)を契約させる。



消費生活センターからのアドバイス

- ☑ 格安(無料)な商品や楽しい話につられて会場へ行かない！
- ☑ 会場の雰囲気に飲み込まれ、商品を貰ったり買ったりしない！
- ☑ 「今だけ」「特別に」などという甘い言葉に惑わされず、本当に必要かよく考える！
- ☑ タダより高いものはない！



困ったときはご相談ください！

契約書類を受け取ってから

8日以内であればクーリングオフできます！



小諸市消費生活センター(市役所 1F 市民課内) ☎0267-31-5100(センター直通)

相談受付時間:平日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 休日は局番なし 188 へお電話を！